

東郷町低炭素まちづくり協議会設置要領

(設置)

第1条 集約型都市構造を目指す東郷町の中心核としてふさわしい様々な環境施策の導入に向けた、東郷エコまちづくり計画及び東郷セントラル地区低炭素まちづくり計画（以下「エコまちづくり計画等」という。）の実現のため、中間評価時に関係者間の協議及び調整を行うとともに導入メニューの進捗状況の評価及び見直しへの助言を行うため、東郷町低炭素まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 協議会は、エコまちづくり計画等に規定する導入メニューの実現に向けて、関係者間の協議及び調整を行うとともに導入メニューの進捗状況の評価及び見直しへの助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、導入メニューの実施主体となる東郷町の職員とし、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から導入メニューの進捗状況の中間評価及び見直しへの助言が完了した日までとする。

(委員長、副委員長及び職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、都市建設部長とする。

3 委員長は、会務を総理し協議会の議長となる。

4 副委員長は、セントラル開発課長とする。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、都市建設部セントラル開発課に置く。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。